

農家研修生等指導農業者登録要領

第1 目的

この要領は、農家研修生の受入れ・指導などを行い、県とともに神奈川農業の振興に取り組む農業者（以下「農家研修生等指導農業者」という。）の登録に関する事項を定めるものとする。

第2 農家研修生等指導農業者の役割

農家研修生等指導農業者は、神奈川農業の振興のため、かながわ農業アカデミーの学生等本県農業の新たな担い手となる就農希望者が就農を希望する地域で行う農家研修の受入れ・指導や農業高校生の農業体験の受入れなどを行う。

第3 農家研修等指導農業者の登録

(1) 農業振興課長は、神奈川県で農業を行っている者で、次の各号のいずれかに該当する者を農家研修生等指導農業者として登録することができる。登録は、別紙（以下「登録用紙」という。）により行う。

ア 神奈川県農業経営士

イ 指導者として農家研修生等の受入れが可能で、県とともに神奈川農業の担い手育成に取り組む意志がある者

ウ 農業高校生の農業体験の受入れなど県が実施する農業理解の促進活動に協力できる者

エ その他農業経営の知識や技術を生かして、県が実施する農業振興施策に協力できる者

(2) 農業振興課長は、農業技術センター所長、同各地区事務所長、かながわ農業アカデミー校長及び畜産技術センター所長（以下「所長等」という。）を通じて、(1)のイからエに該当すると思われる農業者に対して協力を依頼するものとする。

農業者への協力依頼については、随時に行うこととし、所長等は農業者から提出された登録用紙を農業振興課に送付する。

第4 登録台帳

(1) 農業振興課長は、農家研修等指導農業者を登録したときは、別に定める台帳を整備し、グループウェアシステムにより、農業技術センター、かながわ農業アカデミー及び畜産技術センターの利用に供する。

(2) かながわ農業アカデミー校長は、台帳を、かながわ農業アカデミーの学生等の農家研修及び新規就農支援などの担い手育成、その他神奈川農業の振興を目的とする施策（以下「農業振興施策」という。）で活用する。

(3) 農業技術センター所長、同各地区事務所長及び畜産技術センター所長は、台帳を新規就農の促進及びその他農業振興施策で活用する。

- (4) 農業振興課長は、農業高校生の農業体験など農業理解の促進など必要に応じ、農業振興施策を実施する(2)及び(3)以外の庁内関係機関に登録内容を提供できる。

第5 登録期間

登録は、随時に行うことができるものとする。登録期間は、5年間(台帳登載日から5年間)とし、更新することができるものとする。

ただし、平成25年度に整備する台帳については、平成26年3月31日を台帳登載日とする。

第6 登録内容の変更

- (1) 農業振興課長は、次の場合に農家研修生等指導農業者の登録内容を変更することができる。

ア 農家研修生等指導農業者から登録内容を変更する申し出があった場合

イ 所長等からの情報提供により、登録内容の変更が必要であると認められる場合

- (2) 登録内容の変更は、随時に行うことができる。
(3) 登録内容の変更は、登録用紙により行い、台帳に記載する。
(4) 農業振興課長は、登録内容の変更について、所長等に通知する。

第7 登録の取消

- (1) 農業振興課長は、次の場合に農家研修生等指導農業者の登録を取り消すことができる。

ア 農家研修生等指導農業者から登録を辞退する旨の申し出があった場合

イ 所長等からの情報提供により、農家研修生等指導農業者として不相当と認められる場合

- (2) 登録の取消は、随時に行うことができる。
(3) 登録を取り消した場合は、台帳から削除する。
(4) 農業振興課長は、登録取消について、所長等に通知する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、農家研修生等指導農業者の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。